

足立区介護職員資格取得支援事業のご案内

足立区の介護人材の確保・定着を図るため、区内の介護保険事業所等に勤務している職員の資格取得を支援する事業者に対して必要経費を助成します。

助成対象・助成金額 ※ 助成申請を行う資格によって申請書が異なります。

申請書様式	資格名称	助成金額 (1人/千円未満 切捨て)	対象経費
第1号の1	介護職員初任者研修	上限7万円	研修受講料、 試験受験料、 テキスト代、 その他手数料等
	介護職員実務者研修	上限10万円	
第1号の2	介護支援専門員実務研修(受講試験含む)	上限10万円	
	介護支援専門員更新研修	上限5万円	
	介護支援専門員再研修		
第1号の3	主任介護支援専門員研修	上限10万円	
	主任介護支援専門員更新研修	上限5万円	
第1号の4	在宅介護インストラクター	上限5万円	
	高齢者ケアストレスカウンセラー		
	高齢者傾聴スペシャリスト		
	介護コミュニケーションアドバイザー		
	終末期ケア専門士		
	レクリエーション介護士		
	介護予防運動指導員		
	初級認知症ケア指導管理士		
	上級認知症ケア指導管理士		
	認知症介助士		
	認知症ライフパートナー		
認知症アクティビティ・ケア専門士			
日本語研修			

令和六年度より
対象に追加!

- ・ 予算額に達し次第、終了となります。
- ・ 同一職員の複数の資格について、経費を申請することが可能です。
- ・ 介護支援専門員の①実務研修受講試験②更新研修③再研修のみ、同一職員の経費を複数回申請することが可能です。
- ・ 交付申請書等は、区のホームページからダウンロードできます。
- ・ 申請期限は、研修修了日の属する年度の翌年度の末までです。

対象事業者

足立区介護職員資格取得等支援事業助成金交付要綱第2条に掲げる指定介護事業所等（詳細は裏面参照）を区内で運営し、その事業所に勤務している職員の研修受講料等を負担した事業者

→ 裏面に続く

助成までの流れ

- 1 事業者が必要書類（下記①～④）を区に提出
 - ① 「足立区介護職員資格取得等支援事業助成金交付申請書」（様式第1号の1～4）
 - ② 助成対象の職員が研修を修了した旨の証明書の写し
 - ③ 事業者が受講料等を研修実施機関に支払った費用の領収書の写し
 - ④ 事業者が職員に研修受講料等を助成した場合、確認書類（領収書等）の写し
- 2 区が審査し、交付決定通知を事業者に送付
- 3 事業者が交付決定した金額の請求書を区に提出
- 4 区から事業者の指定口座に振込し助成金を交付
- 5 区から事業者へ消費税仕入控除税額報告書の提出を依頼

足立区介護職員資格取得等支援事業助成金交付要綱第2条に掲げる助成金交付対象となる指定介護事業所一覧

法令	事業所の種別
老人福祉法 (昭和38年法律第133号)	老人デイサービスセンター
	老人短期入所施設
	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
介護保険法 (平成9年法律第123号)	訪問介護を行う事業所
	訪問入浴介護を行う事業所
	通所介護を行う事業所
	通所リハビリテーションを行う事業所
	短期入所生活介護を行う事業所
	短期入所療養介護を行う事業所
	特定施設入居者生活介護を行う事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所
	夜間対応型訪問介護を行う事業所
	地域密着型通所介護を行う事業所
	認知症対応型通所介護を行う事業所
	小規模多機能型居宅介護を行う事業所
	認知症対応型共同生活介護を行う事業所
	地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業所
	地域密着型老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所
	複合型サービスを行う事業所
	介護老人福祉施設
介護老人保健施設	
地域支援事業指定事業所	

※ 医療系サービス（みなし指定）事業所等の場合は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ・申請先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

足立区 高齢者施策推進室 医療介護連携課 介護人材確保・育成担当

電話：03-3880-0731 FAX：03-3880-5614